

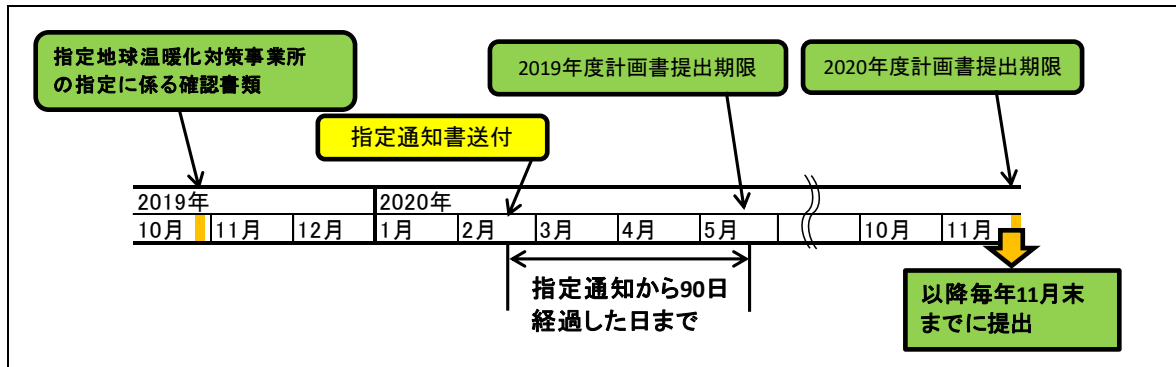
2019 年度に新規で指定事業所となる場合

①提出時期について

計画書は毎年度 11 月末日までに東京都へ提出する必要があります。

ただし、指定地球温暖化対策事業所となった年度については、上記提出期限と指定の日（指定となった旨の通知日）から 90 日経過した日とのいずれか遅い日が提出期限となります。

【計画書提出の流れ】



②提出物について

書類名称	部数	電子データの提出	備考
地球温暖化対策計画書提出書	1 部	○	- 提出者の押印が必要です。 - 記入内容は本要領で説明します。
地球温暖化対策計画書	1 式	○	- 記入内容は本要領で説明します。 - 公表対象：その 1～その 6 シート - 非公表：その 8～その 10 シート
その他ガス排出量算定報告書	1 部	○	- 対象事業所における上下水道使用量等を入力することで、特定温室効果ガス以外の温室効果ガスの排出量を算定する様式です。 - 別途「その他ガス算定報告書 記入例」を参照してください。
点検表	1 式	○	- 点検表と自動車点検表を提出してください。 - 別途「点検表作成の手引き」、「記入例」を参照してください。 ※自動車点検表の作成、提出は任意です。
特定テナント等地球温暖化対策計画書	1 式	○	- 特定テナント等事業者の要件に該当するテナントが存在する場合は、特定テナント等事業者が作成した特定テナント等地球温暖化対策計画書を添付します。 ※特定テナント等事業者の要件 次のいずれかに該当するテナント等事業者。 1. 前年度末時点で5,000平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っている。 2. 前年度4月1日から3月末日までの1年間の電気使用量が、600万キロワット時以上の事業活動を行っている。

※指定通知から 90 日経過した日までに提出する 2019 年度地球温暖化対策計画書の提出書類です。

※2020 年 11 月末日までに提出する 2020 年度地球温暖化対策計画書では、特定温室効果ガス排出量算定報告書と検証結果報告書が必要になります。